

笠松町国民保護協議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、笠松町国民保護協議会条例（平成18年笠松町条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、笠松町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 協議会の会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員が、やむを得ない事情により出席できないときは、代理人（委員と同一の機関に属する者で、委員が指名する者）を出席させることができる。

3 前項の規定に基づく代理人が出席した場合は、当該代理人を委員とみなす。

（協議会の会議の記録）

第3条 会長は、協議会の会議について、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- （1）会議の日時及び場所
- （2）出席した委員の職名及び氏名
- （3）議事の件名及び概要並びに議決事項
- （4）その他会長が必要と認める事項

（協議会の会議等の公開）

第4条 協議会の会議及び議事録は、公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

（協議会の会議の公開方法等）

第5条 協議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等（別記）を定め、傍聴者へ周知するなど会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める

附 則

この要領は、平成18年6月27日から施行する。

別記

笠松町国民保護協議会の会議の傍聴に係る遵守事項等

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い傍聴席の数になり次第、終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の支持に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の遵守事項に違反し注意を受け、なお、これに従わない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。

3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。